

個人へ金融商品の募集・取引は、どの様に行われるか

(金融商品取引業者が求められるもの:主に金融商品取引法)

募集・取引に当たっての原則

適合性の原則

投資家の資産や目的に合った勧誘

顧客に対する説明義務

金融商品を顧客が理解する為に必要な説明

自主規制 (日本証券業協会)

公募の投資信託を販売する場合、
・高齢者に対する販売
・デリバティブと類似したリスクの高い投資信託の販売について、販売方法厳格化

募集・取引に当たっての交付する書面

契約締結前交付書面

取引に際して予め交付しておく必要がある書面で、勧誘する業者の内容や手数料、投資リスクなどが記載

契約締結時等交付書面

顧客が契約した内容を確認できるように(取引報告書)

交付義務の例外

- ・目論書を交付している場合
- ・1年以内に同様の書面を交付
- ・TOB(公開買付)や金融商品取引業者の買付等
- ・累積投資やMTFなど公社債投資信託など
- ・投資一任契約など

募集活動・取引として禁止される行為

虚偽告知・断定的判断等の提供禁止

顧客に対して虚偽を告げること、不確実な事につき、断定的判断を提供することの禁止

損失補填の禁止

元本を保証したり、損失補填を約束したり、損失発生後の財産の補填をすることを禁止

不招請勧誘の禁止

顧客が望んでいない場合の訪問や電話での勧誘を禁止(メールはOK)

特別な利益提供の禁止

金融商品の募集に際して、顧客に何らかの別の利益提供を行うことを禁止

通常の投資信託や公募の有価証券では、勧誘に際して目論見書交付

対象は、店頭デリバティブ取引など